

# 放課後児童クラブ実践事例集

～子どもたちの心豊かな育ちを求めて～



写真・茨城県つくば市大曾根児童館・児童クラブの子どもたち

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

## はじめに

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と文部科学省所管の放課後子ども教室を、原則すべての小学校区で実施する「放課後子どもプラン」が平成19年5月より創設され、全国各地で事業が広まっています。

共働き家庭の増加などにより、放課後児童クラブの登録児童数は、毎年増加を続けており、平成19年度調査では、登録児童数749,478人・クラブ数16,685か所であったのが、平成20年度調査では、登録児童数794,922人・クラブ数17,583か所と対前年898か所45,444人の増加となり、このような中、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用できなかった児童（いわゆる待機児童）は、13,096人（対前年933人減）となり解消が求められています。

少子化対策である「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」（平成19年12月少子化社会対策会議決定）を推進するために、厚生労働省は、新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月）を策定し、放課後児童クラブの質の確保と量の拡大を数値目標として設定しました。10年後（2017年）に達成される目標として、放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供の割合を現行の19%から60%に拡充し、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる環境づくりの実現に向け、着実な推進を目標としています。

また、平成19年10月に策定しました「放課後児童クラブガイドライン」は、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図る観点から、放課後児童クラブの質の向上に資することを目的として、クラブの望ましい運営内容を目指すためのものです。本ガイドラインを参考に、各クラブにおきましては定期的に自己点検を行うなどにより、更なる質の向上に努めていただきたいと思います。

本事例集は、各自治体におきまして放課後児童クラブの事業運営や環境整備等において参考となりますよう、各地で独自の取組をされているクラブについてまとめたものです。ぜひ、ご活用をいただき、放課後児童クラブの充実と発展が図られますようお願いいたします。

最後に、本事例集の作成に当たりまして、ご協力をいただきました各自治体の皆様、そして各放課後児童クラブの皆様に深く感謝申し上げます。

平成21年3月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 育成環境課長 田中 誠

# も く じ

————— 放課後児童クラブ実践事例 —————	
① 東京都文京区・駒本育成室 <sup>こまもと</sup> .....	4
<b>Point</b> 【父母の会組織が充実、クラブの活動を支援】	
② 宮崎県都城市・上長飯エンゼル児童クラブ <sup>かみながえ</sup> .....	6
<b>Point</b> 【地域の人々・学生ボランティアと積極的に連携】	
③ 福岡県北九州市・清水第1・第2児童クラブ <sup>きよみず</sup> .....	8
<b>Point</b> 【4年生以上も受入、クラブの整備が進んでいる自治体】	
④ 宮城県仙台市・岩切児童クラブ <sup>いわきり</sup> .....	10
<b>Point</b> 【児童館事業との連携、クラブの活動が充実】	
⑤ 沖縄県那覇市・若狭児童クラブ <sup>わかさ</sup> .....	12
<b>Point</b> 【コーディネーターの活躍により「児童クラブ」と「子ども教室」が連携実施】	
⑥ 東京都世田谷区・東玉川小新BOP <sup>ひがしたまがわしょう</sup> .....	14
<b>Point</b> 【「児童クラブ」と「子ども教室」を統合して一体的実施】	
⑦ 栃木県宇都宮市・どんぐりクラブ .....	16
<b>Point</b> 【指導員と関係職員の連携により障害のある子を温かくサポート】	

————— 放課後児童クラブ関係資料 —————	
○関係法令 .....	18
○放課後児童クラブガイドライン .....	20
○放課後児童健全育成事業実施要綱 .....	21
○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について ..	26

# 放課後児童クラブ実践事例集

～子どもたちの心豊かな育ちを求めて～

## 【事例概要】

### ① 東京都文京区・駒本育成室

父母の会が協力し合い、積極的に放課後児童クラブと連携・協力して、子どもたちと一緒に様々な活動を展開しています。大人同士のつながりを大切に、子どもたちが活躍できる場を作り出しています。お父さんたちの活躍も児童クラブの活動を豊かにしている大切な要素です。父母の会の会議では、児童のいろいろ生活情報についても意見交換をしています。

### ② 宮崎県都城市・上長飯エンゼル児童クラブ

放課後児童クラブの活動の充実を図るために、クラブの指導員が地域の高齢者や児童委員・主任児童委員さん、そして、高校生・大学生のボランティアさんに積極的に働きかけ、様々な人たちの協力を得て楽しい活動を展開しています。今では、地域に密着した放課後児童クラブとなりました。地域との積極的なかわりが、児童クラブの充実した活動を支えています。

### ③ 福岡県北九州市・清水第1・第2児童クラブ

北九州市では、平成22年度までに市内131小学校区の全てに、必要とする児童が登録できるよう、放課後児童クラブ室の整備を進めています。市の担当職員が、各地区の関係者と十分な話し合いを重ね、それぞれの地域に合った放課後児童クラブの設置・推進を図ることにより「放課後児童クラブの拡充・推進」が急ピッチで進んでいます。

### ④ 宮城県仙台市・岩切児童クラブ

子どもたちに充実した活動の場を提供し、自主性や協調性を育て、積極的に行動のできる子どもの育成をねらいとして、可能な限り児童館事業に参加をさせています。事業に参加し、子どもたちが役割を担うことで、それぞれが成長をしていきます。日頃より、放課後児童クラブの指導員が、児童館事業との連絡調整を図り、その連携を大切にしています。

### ⑤ 沖縄県那覇市・若狭児童クラブ

保育所の卒園児が、小学校に入学し、放課後の居場所に困っている様子を見た園長先生が、子どもたちのことを思い、保育園で預かることにしました。その後、市と相談をしながら隣の小学校校舎内に放課後児童クラブを開きました。そして、園長先生はコーディネーター役となり、子どもたちが多くの体験活動ができるよう「放課後子ども教室」と積極的に連携を図っています。

### ⑥ 東京都世田谷区・東玉川小新BOP

世田谷区では、児童の放課後の遊び場対策として、平成7年度からBOP（ポップ・Base Of Playing）事業を実施してきました。そして、平成17年度からは、放課後児童クラブ機能と統合した「新BOP」として区内全64小学校で実施しています。この「新BOP」事業により、放課後子ども教室と、放課後児童クラブの二つの事業が一体的に実施されています。

### ⑦ 栃木県宇都宮市・どんぐりクラブ

放課後児童クラブの指導員が、積極的に小学校の先生や保護者、そして地域子ども教室の指導者などと連携・調整を図ることにより、障害のある子どもみんなと一緒に様々な体験活動に参加しています。二つの事業が同じように実施されていることや、関係する指導員・教師などが積極的に協力し合うことで、障害児を温かくサポートしています。

1

保護者会が充実、子どもたちの活動を支援している

# 東京都文京区「駒本育成室」

特 徴

東京都文京区の事例

父母の会組織が一致協力して、充実した活動を計画立案、親子と放課後児童クラブの指導員等が一体となって子どもたちに楽しい体験活動等を提供しています。



校舎の2階が駒本育成室です



親子キャンプの様子



キャンプでは、楽しい仲間が増えます

- ◇ 名 称 「駒本育成室」
- ◇ 設置主体 東京都文京区男女協働子育て支援部 児童青少年課
- ◇ 運営主体 同 上
- ◇ 登録児童 44名（1年生11人・2年生19人・3年生14人） 平成20年12月17日現在
- ◇ 最寄小学校 文京区立駒本小学校 全校児童 184名
- ◇ 場 所 小学校 校舎内2階（70㎡）
- ◇ 開設時間 月曜日～金曜日・下校時から午後6時、土曜日・午前8時45分から午後5時  
学校長期休業時・午前8時45分から午後6時
- ◇ 休業日 日・祝日・年末年始、その他
- ◇ 指導員 6名（正規指導員2名・非常勤職員2名・障害児対応非常勤2名）
- ◇ 負担金等 保育料として 4000円/月（減額制度あり）おやつ代2000円/月
- ◇ 所在地 〒113-0023 東京都文京区向丘2-37-5  
TEL03-3827-6175 FAX03-3827-6176
- ◇ 紹介等 [http://www.city.bunkyo.lg.jp/\\_4771.html](http://www.city.bunkyo.lg.jp/_4771.html)

## 概 要

もともと、駒本小学校の育成室（放課後児童クラブ）は、隣接する本駒込南児童館の中にありました。4年前、その本駒込南育成室の登録児童が50人近くなり、分割して駒本小学校校舎内に第二の育成室として開所しました。本駒込南育成室の保護者の方数名が、分割に際し、新しい育成室の父母の会の核となり、子どもたちを支える大きな応援団として活動が始まりました。親たちが仲良しだと、子どもたちも仲良くなれるということで、父母の会が中心となりいろいろな行事の企画・運営を実施しています。写真は駒本育成室の親子キャンプ風景→



## 活動内容・特色



駒本育成室キャンプ



クリスマス会



好きな遊びを十分にさせてあげる時間・指導員とのふれあひも多い

校庭でとった虫は育成室で飼う

駒本育成室のキャンプは、父母の会で企画し実施しています。特に、お父さんたちの頑張りは目を見張るものがあり、キャンプファイヤーでは、ヒーロー役の衣装で登場し、場を盛り上げてくれました。火を囲んで、大人も子どもも一緒になって歌やゲームで大笑い、楽しい時間です。事前には「キャンプ結団式」、終わった後には「反省会」を実施しています。毎年、こうして親子共々親睦を深めています。

クリスマス会も父母の会の計画で進められ、近くの地域センターを借りての一大行事です。ギターの得意なお父さんの演奏があったり、歌の得意なお母さんの発表があったりと楽しいプログラムで構成されています。

自由な時間は、できる限り子どもたちのしたいことが十分にできるようにしています。子どもたちと共に行動することで、各自の個性がよく分かるようになってきます。子どもたちの生活の場の確保に努力をしています。指導員の連携で、どの子が何処で遊んでいるのか随時把握をしながら頑張っています。

### 父母の会

年に4～5回開いています。出欠票と一緒に、子育ての悩みなどを一言書いていただき、当日、「こんな問題があるのですが、みなさんのところではどうしていますか」というようにして、問題をみんなで共有しています。育成室での問題ばかりでなく、各家庭での心配事などもみんなで解決できる良い時間になっています。保護者会は、クラブの円滑な運営を支える大切な組織です。

### お誕生日会

毎月1回・子どもたちの誕生会を実施しています。お楽しみは、特別なおやつやビンゴ大会、そして親がつくる「お誕生日会メッセージとエピソードクイズ」です。【問】5歳の時、鼻の中に入れて取れなくなったものは何でしょう ① グリンピース②ビーズ③丸めたセロハンテープ【答え】③、夜遅くに急患で病院にかかりましたね。こんなやりとりをした後、親からの心あたたかなメッセージカードが手渡されます。



手作り誕生カード

### 指導員の役割分担「静と動」



自由遊びの時間は、育成室内の他に校庭・体育館など自由に使えるようになっていきます。学校の先生方とも連絡を密にして、施設の使い方を上手に調整をしています。指導員も外と中の担当を一週間毎に交代して、それぞれに責任をもちます。中担当の時は、連絡帳や各個人の退室時刻や健康管理を中心に、外担当の時は、とにかく子どもと遊び、個々の様子をよく見ています。

### 連絡帳袋

子どもたちが、「ただいま～」と元気な声で帰って来て、最初に出すのが連絡帳。指導員がその日一日の様子やコメントを書き込み、入口近くの「各自の連絡帳袋」へ入れておきます。



連絡帳袋

### 保護者の声・おばあちゃんから



母親も父親も、勤務時間が不定期なものですから、当日になって急きょ私が、お迎えに行くような時があります。6時を過ぎてから「おばあちゃんお迎え行って」と頼まれてもなかなか、6時までに行けない時もありました。

そのような時に、育成室の先生方が、娘を自宅まで送ってきてくださったこともあり、とても助けていただきました。孫は、育成室が大好きで絶対に休むとは言わないんです。大好きな工作や外遊びをたくさんさせていただいているからでしょう。

### おやつは毎日の買い出しで準備



本日のおやつ

毎日、いろいろな楽しいおやつを提供できるように、安全な食品を求めて、買い出しに出かけます。

育成室の毎日欠かせない大切な仕事になっています。

各自用に小分けするのではなく、バイキングのように並んで取ってもらうようにしています。

②

学生ボランティアや地域の人々との連携が充実している  
かみながえ  
 宮崎県都城市「上長飯エンゼル児童クラブ」

## 特 徴

## 宮崎県都城市の事例

地域の高齢者や児童委員・主任児童委員、そして高校生・大学生のボランティアと共に様々な活動を実施することにより、人とのかかわりを大切にした子どもたちの「心豊かな人間性」を育てています。



上長飯エンゼル児童館の中に児童クラブがあります



梅干しづくりの様子



大学生ボランティアとの交流

- ◇ 名 称 上長飯エンゼル児童クラブ
- ◇ 設置主体 社会福祉法人エンゼル会
- ◇ 運営主体 社会福祉法人エンゼル会
- ◇ 登録児童 91名（1年生45人・2年生30人・3年生10人・4年生4名・5年生2人）  
平成20年12月1日現在 ※次年度分割予定
- ◇ 最寄小学校 宮崎県都城市立上長飯小学校 全校児童 731名
- ◇ 場 所 上長飯小学校より徒歩2分・上長飯エンゼル児童館内（342.76㎡）
- ◇ 開設時間 月曜日～金曜日・午後1時から午後6時30分、土曜日及び学校休業日・午前7時30分から午後6時30分
- ◇ 休業日 日・祝日・お盆（8/13～8/15）・年末年始（12/29～1/3）
- ◇ 指導員 7名
- ◇ 負担金等 保育料として 5,500円/月（おやつ代を含む）
- ◇ 所在地 〒885-0042 宮崎県都城市上長飯町81-11-1  
 TEL・FAX 0986-26-9587
- ◇ 紹介等 <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/jidou/jifuku/asobi.html>

## 概 要

上長飯小学校に通う、1年生保護者から「放課後の子どもたちの居場所が必要」という声がたくさんあり、平成10年に上長飯保育園の隣接地に小規模の建物を建て、自主運営で放課後児童クラブをすすめてきました。そして、平成14年に、児童福祉施設併設型民間児童館を建設することになった際に、併せてその児童館の中に、放課後児童クラブを作ろうということになり、「上長飯エンゼル児童クラブ」は誕生しました。クラブでは、地域の大人や高校生・大学生ボランティアとの交流を大切にして、様々な行事を実施しています。そこで子どもたちは、たくさんの人と接しながら人間性豊かに元気に育っています。

## 活動内容・特色

指導員が地元の大学や高校と連絡を取り、児童クラブの事業（児童館事業とも重なる場合もある）に積極的に取り入れ、「自分たちの先輩」と共に過ごさせることで、子どもたちの連帯感や思いやり、協調性などを育てています。

### クリスマスパーティーしよう



ケーキづくり

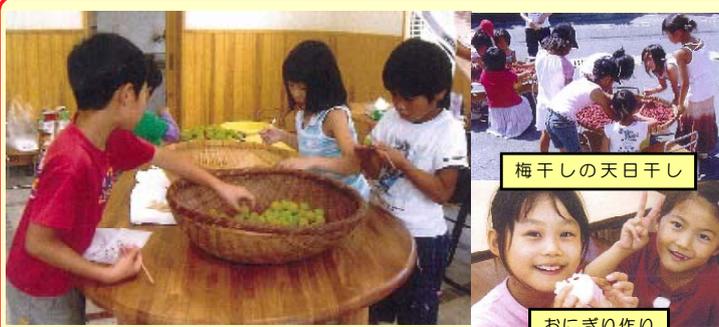
地元の高校生・大学生がボランティアとして、恒例行事に参加してくれます。「クリスマスパーティーをしよう」では、クリスマスケーキ作りから始まります。パウンドケーキを切ったり、いちごをのせたり。お兄ちゃんお姉ちゃんができたようで和気あいあいと楽しい時間の中で活動が進みます。高校生と大学生もいつのまにか仲良くなり、受験の話や大学の生活についての話が弾み、とてもいい関係づくりもできました。子どもたちの活動は、大人がリードするよりも、こうしたボランティアのお兄さんたちの方が、上手に雰囲気づくりができるようです。

### エンゼルフェスタ・ゲーム



みんなでゲーム

児童館のおまつり「エンゼルフェスタ」には、高校生や大学生のボランティアさんが大勢参加してくれます。身近なゲーム遊びから、ペットボトルボーリングなど、手作りの遊具と一緒に遊んでくれるので、子どもたちは、とても楽しみにしています。スタンプラリー・ミニゲームなど多彩なプログラムでいつも、子どもたちを楽しませてくれます。大学生は、1時間もかけて遠くから来てくれますが、子どもたちとのやりとりも年々上手になり、指導者として十分役割を果たしていただいています。



梅干しの天日干し

おにぎり作り

### 梅干しづくり

エンゼル児童館敷地内で、たくさん梅がとれます。たまたま来ていた地域のおじさんが、梅干しの作り方を教えてくださることになり、それ以来、毎年来てくださり地域の人たちと「梅ぼしづくり」を実施しています。できた梅干しは、自分でおにぎりを作って一緒に食べます。収穫の喜び、作る楽しさいっぱい「梅干し交流」が広がっています。

### ボランティアデー



神社境内の清掃

エンゼル児童クラブでは、子どもたちが「地域で育てられていることに感謝をする」という意味で、年に一度、地域の大そうじに出かけます。近くの神社では、境内などを掃いていると神社を開けてくださり、子どもたちにいろいろな話をしてくださいます。その度に、地域の人とも顔見知りになり、交流も広がってきました。地域の人みんなに育てていただいています。

### もちつき



地域の児童委員・主任児童委員のみなさんが、地域の方々に声をかけてくださり、年に一度、児童館・児童クラブでもちつきをします。杵のつき方など、丁寧に指導して下さいます。地域の恒例行事になりました。

### ボランティアの変容

ボランティアに来てくださる高校の先生が、ある日尋ねてきました。「少し元気がなく、気になる生徒がいるのですが」とのこと。児童クラブでの行事の手伝いを何回かしていただいていたある日「学校で笑顔が見られるようになりました」と連絡がありました。子どもとの活動は、自己実現や自信につながるものだと思います。

3

## 児童クラブの分割・新設を整備・推進している 福岡県北九州市の放課後児童クラブ施策

特 徴

福岡県北九州市の事例

北九州市では、希望するすべての児童（1年～6年）が登録できる「放課後児童クラブの拡充」を平成20年度から22年度までの3か年間で、市内131全小学校区に整備するため、放課後児童クラブの分割・新設を急ピッチですすめています。



新設した第2清水児童クラブ



現在建設中の2階建て第1第2日明クラブ

概 要

北九州市の放課後児童クラブの現状（平成21年1月1日現在）

保育所で実施	9	幼稚園で実施	6	小学校専用施設	46	小学校余裕教室	13
小学校合築施設	2	専用施設	5	民間借家	2	公民館・集会所	2
市民センター	4	児童館	32	その他	7	合計	128

現在、上記のように128か所で放課後児童クラブを実施しています。平成18年2月に新市長になりました北橋健治のマニフェスト「放課後児童対策の拡充」に基づくものです。

### ★放課後児童対策の拡充

放課後児童対策をすべての子どもたちを対象とする放課後の居場所づくりに向けて、全児童を対象とした放課後児童クラブに拡充します。放課後児童クラブを必要とする児童の多いところでは、同一校区内の複数設置を行い充実させます。この施策のもと、平成20年度から3か年で、必要なすべての児童を対象とした放課後児童クラブの改修・新設が現在も急ピッチで取り組んでおり、担当する「北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課子ども支援係」では、7人体制で市内131小学校の全児童に希望を募り、その必要数を満たすべき児童クラブ室の整備を実施しています。1年生から6年生までを対象児童としており、4年生以上の子どもたちについては、発達課題等にも違いがあることや、その指導法なども現在の児童指導員では対応しきれないことも懸念されることから、研修の中に「高学年児童への対応」という内容も盛り込んで、今後充実させていく予定です。各学校・地域で児童クラブの運営もかなり違いがあることから、一つ一つの学校に合った設計を、学校長・自治会長・民生委員さん・PTAさんたちとよく話し合いを重ね作ってきました。従って、新設の児童クラブは、各学校・地域でそれぞれ設計も、建つ場所も違ってきます。

参考・本事業総予算1,217,524千円・運営費（児童館内クラブは除く）432,519千円・建設費785,005千円



建設中の2階建て児童クラブ

### 児童クラブ施設整備数

平成20年度 21か所  
 平成21年度 35か所  
 平成22年度 33か所



合計89か所（3年間の施設整備数）

平成23年4月～市内131小学校区 190クラブで実施（新設8クラブを含む）の予定です。

## 『清水第1・第2児童クラブ』

### クラブの概要・内容

- ◇ 名称 清水学童クラブ
- ◇ 設置主体 福岡県北九州市子ども家庭局  
子ども家庭部子育て支援課
- ◇ 運営主体 清水児童クラブ運営委員会
- ◇ 登録児童 130名（1年46人・2年36人・3年20人・4年18人・5年8人・6年2人）  
第1クラブ（1年27人・2年22人・3年10人・4年0人・5年8人・6年2人）計69人  
第2クラブ（1年19人・2年14人・3年10人・4年18人）計61人  
※平成20年7月に分割実施 人数は平成21年1月19日現在
- ◇ 最寄小学校 北九州市立清水小学校 全校児童 580名（平成20年5月1日現在）
- ◇ 場所 小学校校庭西側正門近く（第1-62㎡ 第2-55㎡ 共用24㎡）
- ◇ 開設時間 月曜日～金曜日・終業から午後6時（10月～3月の冬期間は午後5時）、土曜日・午前8時半から午後6時（冬5時）延長あり・午後6時45分まで（迎え必要）  
学校長期休業時 午前8時半から午後6時（冬5時） 4月1年生は10時から
- ◇ 休業日 日・祝日・その他
- ◇ 指導員 11名（正規指導員5名・パート指導員6名）
- ◇ 負担金等 保育料として7000円/月（同一世帯の2人目から6000円/月） おやつ代を含む
- ◇ 所在地 〒803-8501 北九州市小倉北区清水2-13-2  
TEL・FAX 093-571-8070
- ◇ 紹介 [http://www.city.kitakyushu.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=8667](http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=8667)



部屋の中は、いつも整然とシンプルに

### クラブ室の様子

「ただいま～」って帰って来た子どもたちが、まず体を休めて落ち着けるように、部屋の中は、いつも整理されています。フローアの半分が畳になっているので、寝ころんで休んだりもできます。壁面は、情緒の安定が図られるように掲示物が精選されています。

### 分割された清水第2児童クラブ

分割された結果、クラブの子どもたちの様子も変わりました。100人近くなった時には、室内の子どもたちには、イライラしたりする様子が見られたこともありました。現在はそういったこともなく、指導員といろいろな話がゆっくりできるようになりました。※分割は平成20年7月



④

## 児童館事業と密着して、活動内容豊富な 宮城県仙台市「岩切児童クラブ」

特 徴

宮城県仙台市の事例

岩切児童館の中にある「岩切児童クラブ」は、放課後児童クラブの行事はもとより、児童館行事にも積極的に参加をして、活動量も内容も豊富で子どもたちの豊かな人間性を育てています。



完全バリアフリー化された児童館の中にあります



いろいろな案内を分かりやすく掲示しています



クラブ室内はたたみ敷きでのびのびです

- ◇ 名 称 岩切児童クラブ
- ◇ 設置主体 宮城県仙台市子供未来局子育て支援部子供施設課
- ◇ 運営主体 NPOみやぎ・せんだい・子どもの丘
- ◇ 登録児童 第1・58名（1年生24人・2年生18人・3年生16人） 平成21年2月9日現在  
第2・97名（1年生41人・2年生31人・3年生25人） ※今後、分割を検討
- ◇ 最寄小学校 仙台市立岩切小学校 全校児童 922名
- ◇ 場 所 小学校南西隣接・第1（36㎡）、行政サービスセンター2階・第2（23畳）
- ◇ 開設時間 月曜日～金曜日・午後1時から午後6時、土曜日・午前8時から午後5時  
学校長期休業時 午前8時半から午後6時
- ◇ 休業日 日・祝日・その他
- ◇ 指導員 7名（児童館長を含む）
- ◇ 負担金等 おやつ代として 2200円/月 保険料 3600円/年間
- ◇ 所在地 〒983-0821 宮城県仙台市宮城野区岩切今市東91-1・TEL・FAX 022-396-8701
- ◇ 紹介等 <http://www.npo-kodomo.ecnet.jp/>

## 概 要

岩切児童クラブは、仙台市より指定管理者として委託を受けた「NPOみやぎ・せんだい・子どもの丘」が運営をしている岩切児童館の中にあります。「NPOみやぎ・せんだい・子どもの丘」は、宮城県中央児童館が老朽化・耐震化等の問題で廃止となった際に、当時中央児童館でボランティアサークルスタッフで頑張っていた人や元中央児童館職員などが集まり「宮城県の児童健全育成事業・児童文化を大切にしていきたい」という熱意のもと結成された団体です。岩切児童クラブは、子どもや保護者を支え、そして共に育っていくという考えのもとに、いろいろな活動を準備し、多くの保護者や地域の人たちの協力を得ながら年間を通していろいろな行事を計画しています。

## 活動内容・特色



☆「親の会」を設立し、単に運営委員会のような会議だけを開くということではなく、子どもたちと一緒に準備や活動をしながら会をまとめていくことを大切にしています。万が一指定管理者の責任が外れた時に、子どもたちを困らせることのないように、しっかりと親の組織が育ってほしいという願いがあります。

☆たくさんの行事を通して、子どもたちの社会性・自主性・協調性を育てていますが、大切にしていることは、なんでも子どもと指導員と保護者が一緒になってやるということです。「大人が設定したところで楽しませる」ということではなく、「全部一緒にやって共に楽しむ」ということを大切にしています。

☆友だちと上手にかかわれない子もいます。どの指導員も特定したかわりをつくるのではなく、みんなで日々上手にかかわれるよう努力を続けています。



## 創造力を育む壁面構成



児童クラブ室入口には、みんなを元気に迎えてくれる巨大な「手作りオブジェ」がドーンと飾ってあります。

また、いろいろな活動で使った子どもたちの作品なども掲示しています。すべて、子どもたちとスタッフの手づくりです。これらのものは、いつもみんなを温かく見守ってくれているような感じにさせてくれます。美術館の展示物のように見えますか、岩切児童クラブで自慢です。

## 放課後児童指導員

子どもたちと共に楽しむ。指導員の表情も豊かであると子どもたちも楽しくなる。

いろいろな特技をみんな持っていますが、今日はハロウィン、なりきって頑張っています。ここでは、先生とは呼んではいません、みんなニックネームです。



指導員も全員変装中



## おやつ工夫

児童クラブのおやつは、買い出しから仕分けまで、スタッフと親の会の協力で準備をしています。月の予算内でやりくりをするので、いろいろな所へ出向いたり、まとめて買って安くしたりと工夫をしています。写真はパーティーバージョンの特別盛り合わせの例です。



安心・安全なおやつを心がけています。

## 紹介コーナー

- 岩切児童クラブの4年生以上で、家の人の承認を得た子は、「放課後OB」として、下級生の面倒・手伝いに頑張ってもらっています。行事の時は、大きな協力者になっています。みんな、責任感が強く、熱心に活動に参加し、いろいろと協力をさせていただいています。
- 行事盛りだくさんですが、ちょっと紹介をいたします。
  - ◆春のコンサート◆おてんとさんまつり◆七夕をあそぼう◆サタデーナイトフィーバー◆ハロウィンまつり◆人形の森◆お正月遊び◆こどものまち店長デビュー◆歌合戦 ➡ 中高生のボランティアの協力や、近隣の大学サークルの支援、そして「親の会」など様々な人たちの応援をいただき、行事を支えていただいています。

## 情報提供には多彩なアイデアで



岩切児童クラブでは行事予定・利用者の手引き・クラブたよりなど、利用する子どもや親たちによく理解していただけるように、いろいろな形で情報を提供しています。また、行事の詳細や様子については、ホームページやブログなどでもみなさんにお伝えし、楽しんでいただけるよう努力をしています。

5

## 放課後子ども教室と連携実施している わかさ 沖縄県那覇市「若狭児童クラブ」

特 徴

沖縄県那覇市の事例

校舎内の2つ場所で実施している「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」では、コーディネーターが中心となり、両事業の連携・調整を密にして子どもたちに楽しい活動を提供しています。



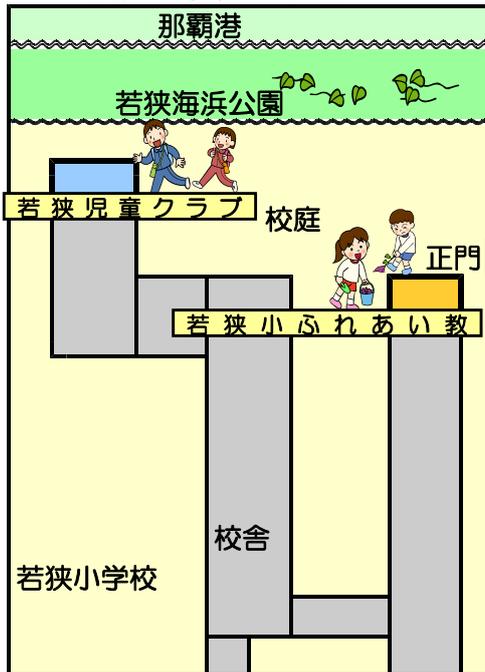
- ◇ 名 称 若狭児童クラブ
- ◇ 設置主体 沖縄県那覇市こどもみらい部子育て応援課
- ◇ 運営主体 若狭児童クラブ運営委員会
- ◇ 登録児童 33名（幼稚園1人・1年生21人・2年生4人・3年生6人・5年生1人）  
平成21年1月22日現在
- ◇ 最寄小学校 那覇市立若狭小学校 全校児童 423名
- ◇ 場 所 小学校校舎C棟1階（60.75㎡）
- ◇ 開設時間 月曜日～金曜日・授業終了後から午後7時、土曜日・午前8時から午後5時  
学校長期休業時 午前8時から午後7時
- ◇ 休業日 日・祝日・その他
- ◇ 指導員 3名（正指導員2名・パート1名）
- ◇ 負担金等 保育料として月額・幼稚園生15,500円・1年生13,500円・2年生11,500円  
3年生8,500円・4年生7,500円・5・6年生6,500円 ※入所料5,000円
- ◇ 所在地 〒900-0031 沖縄県那覇市若狭2-16-1  
TEL 098-864-1479 FAX 098-868-5846
- ◇ 紹介等 <http://www.city.naha.okinawa.jp/kurasi/joho/fukusiKateiJidouclub.html>

## 概 要

若狭児童クラブのはじまりは、若狭小学校近隣にある保育園の園長先生が、「卒園した子どもたちが、放課後の居場所なく困っている。」という話を聞き、しばらく保育園で預かっていました。その後、児童数があつという間に増え、保育園では場所の確保が難しくなり、近くに家を借りて放課後児童クラブを始めました。家賃コストがかかり苦しいやりくりから、市役所に「なんとか子どもたちの放課後の場所を学校の校舎内にできないか」と相談し、平成19年7月、若狭小学校の西校舎1階に「若狭児童クラブ」が誕生しました。今、園長先生は、コーディネーターとして若狭小ふれあい教室（放課後子ども教室）と若狭児童クラブを上手につなぎ、楽しい活動や行事を計画しています。

## 活動内容・特色

### 若狭小学校見取図



### 若狭児童クラブ



#### 【若狭児童クラブの指導員の話】

子どもたちは、学校が終わって帰ってくると、時にイライラしていたりすることがあります。そのような時は、そっと離れて見ていて、好きなことを始めるまでいろいろと指示したりすることはしないようにしています。だんだん落ち着いて来ると、子どもの方から遊びを求めてくるので、相手になってあげるようにしています。なるべく、指示命令みたいなことはしないよう「自発的な遊び」を大切にしています。



#### おやつ の 時 間

おやつは、隣の保育園に依頼して届けていただくようにしています。手作りおやつもあり、みんな楽しみにしています。おやつ時間は上級生がみんなを上手にまとめ、行儀良くいただくようにしています。

#### 若狭児童クラブの行事

平日は、若狭小ふれあい教室の事業にも参加できるので、子どもたちにとっては、プログラムも豊富です。夏休みには、野外レクリエーション・花火などの宿泊学習や、公民館でのおひげ屋敷見学・ソーメン流し・スイミングなどお楽しみがいっぱいです。



**コーディネーターの役割** 若狭児童クラブを立ち上げた、隣の保育園長先生がその役割を担っています。放課後校舎を西に東にと行き来し、時に落ち葉を掃いたり、花壇の手入れをしたりと熱心に活動をされています。学校やPTA、地域団体と連絡を密にして、各行事への子どもたちの参加をやすく調整したり、経費の工面・担当者の配置など様々な仕事に奔走の毎日です。



#### 放課後子ども教室「若狭小ふれあい教室」



大正琴を練習しています



学習の時間



「花づくり」で作った花壇

ふれあい教室の指導者は、各団体が担っています。月・火・木曜日は若狭児童クラブ、水曜日が体育指導員・木曜日が地域民生委員、金曜日が地域支援ボランティアと分担しています。月・火・木曜日は、若狭児童クラブの専任指導員がふれあい教室の参加者と児童クラブの参加者とを同じプログラムで実施することで、放課後子ども教室と放課後児童クラブを同時に実施することが可能になりました。月曜日から金曜日までのプログラムには、「学習支援」「花づくり」「キンボール」「昔あそび」「大正琴」「フィールドゲーム」「ピオトープ」などがあります。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施している

ひがしたまがわしょう

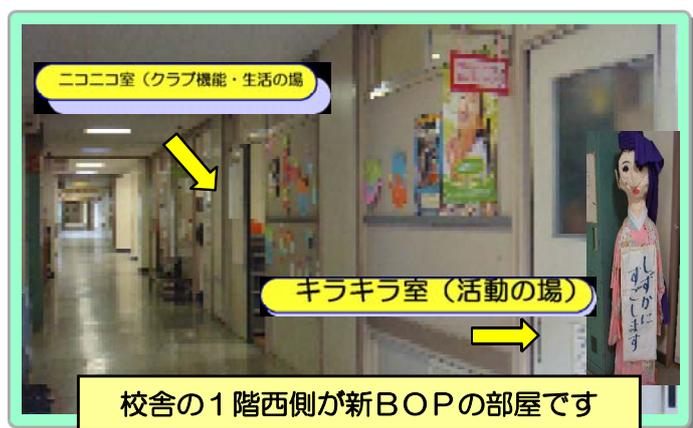
6

## 東京都世田谷区「東玉川小新BOP（新ポップ）」

### 特 徴

東京都世田谷区の事例

放課後の子どもたちの居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場を充実させ、創造性・自主性・社会性などを培うBOP（Base Of Playing）事業と放課後児童クラブの機能とを統合した新BOP事業を展開しています。



- ◇ 名 称 東玉川小新BOP
- ◇ 設置主体 東京都世田谷区子ども部児童課、教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課
- ◇ 運営主体 同上
- ◇ 登録児童 児童クラブ利用登録児童33名（1年生14人・2年生8人・3年生11人）平成21年2月12日現在
- ◇ 最寄小学校 世田谷区立東玉川小学校 全校児童 448名 新BOP利用登録児童445名
- ◇ 場 所 小学校校舎1階西側空き教室2部屋を利用（126㎡）
- ◇ 開設時間 月曜日～土曜日・下校時から午後6時  
学校休業日は、午前8時30分～午後6時
- ◇ 休業日 日・祝日・休日・年末年始
- ◇ 指導員 6名（非常勤職員1名・常勤職員1名・非常勤職3名・アルバイト1名）
- ◇ 負担金等 おやつ代として 2,000円/月（免除される場合もある）
- ◇ 所在地 〒158-0083 東京都世田谷区奥沢1-1-1  
TEL・FAX 03-3720-6336
- ◇ 紹介等 <http://www.city.setagaya.tokyo.jp/menu/life/i110204.html>

### 概 要

世田谷区では、平成7年より区立小学校の施設を活用し、児童の安全・安心な遊び場を確保し、集団遊びの中から社会性・創造性を養い、児童の健全育成を図るためBOP（BaseOfPlaying）事業を展開してきました。そして、平成11年からは、BOPと放課後児童クラブ機能とを統合した「新BOP」として展開し、子どもたちの交流の広がりや放課後の待機児童の解消にその成果を上げてきました。そして、平成17年には、世田谷区の全小学校64校で「新BOP」が実施できるようになり、さらに平成19年より「放課後子どもプラン」として位置付け更なる充実に向け、各学校の特色や地域性を生かしながら展開をしています。

## 活動内容・特色

### 東玉川小新BOPの一日の様子



14:30

①「ただいま～」と元気に部屋に入り、自分のロッカーにカバンを入れます。みんな目が輝いています。

②まずは、カバンから連絡帳を出して、一人ずつ指導員さんと話をして渡します。



14:30



14:45

③好きな工作や絵を描きたい子は、部屋にある材料を使って、好きなだけ活動ができます。

④読書をしたい子は、豊富な図書コーナーで、本を取って、とことん読みます。



15:00



15:15

⑤宿題を済ませてから遊ぶと自分で決めている子は、最初に宿題をやってしまいます。

⑥外遊びが大好きな子は、早速校庭でアスレチックに登って仲間と遊びます。



15:30



16:00

⑦異年齢集団で遊ぶととても楽しい。その時その場でお兄ちゃんお姉ちゃんができてきて、話も弾みます。

⑧冬季は4時30分・夏季は5時でBOPの遊び・交流活動は終了し下校します。



16:30



16:15

⑨放課後児童クラブの子どもたちは、間食（おやつ）をとり、帰りの時間まで室内で楽しく過ごします。

⑩囲碁・将棋を囲んで指導員も子どもたちも本気で勝負します。本の読み聞かせもあります。



17:30



18:00

⑪夕方6時、子どもたちは、たくさんの友だちといろいろな体験活動をして、楽しかった一日が終了しました。

## 青空BOP



子どもたちの荷物

放課後児童クラブに登録していない子で、最初から外遊びをしたい場合は、外に用意されているシートに荷物を置いて、出席確認をしてから直ぐに遊ぶことができます。



BOP参加出席表

## 手作り遊具・造形物が豊富



指導員さんの手作りの木のおもちゃがたくさんあって、毎日どれで遊ぼうか迷ってしまうようです。創造性を豊かにする手作り遊具です。



## 地域の人との交流

新BOPには、地域の囲碁将棋の得意な人たちがたくさん来てくださいます。子どもたちも、対戦して勝てるよう日頃からよく練習しています。また、おはなしをしに来てくださる人もいて、「おはなし会」を心待ちにしています。

## 工夫・廃物利用



部屋には、たくさんさんのカップや箱やパックが準備してあるので、思う存分に工作ができます。

## 児童館・子育て支援との関係

東玉川小新BOPの児童指導職員は、交代で週2回児童館や子育て支援の現場に行って事業を実施したり、様々なスキルを身につけてきたりしています。新BOPは、事務局長（非常勤）児童指導職員（常勤職員）新BOP指導員（非常勤）アルバイト等で構成され、職員研修も充実しており、その結果、子どもたちの放課後の居場所をとっても豊かにしています。



学年を超えた遊びの集団

7

## 連携が障がい児を温かくサポートしている こうほうしょう 晃宝子ども家「どんぐりクラブ」

### 特 徴

栃木県宇都宮市の事例

放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーター、学校の先生、特別支援学級の先生、養護の先生、保護者みんなの連携で障がいのある子どもも毎日温かくサポートしています。

※宇都宮市では、障害 → 障がい と表記しています。



校舎の1階にどんぐりクラブがあります



外遊びは、みんな大好きです。



4時半を過ぎると、みんな仲良く室内で過ごします。

- ◇ 名 称 晃宝子ども家「どんぐりクラブ」
- ◇ 設置主体 栃木県宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課
- ◇ 運営主体 晃宝宮っ子ステーション運営委員会
- ◇ 登録児童 70名（1年生23人・2年生28人・3年生14人・4～5年生5人）平成20年10月1日現在
- ◇ 最寄小学校 宇都宮市立晃宝小学校 全校児童 366名
- ◇ 場 所 小学校南校舎1階西側（128㎡）空き教室2部屋専用改築（平成10年9月）
- ◇ 開設時間 月曜日～金曜日・午後1時から午後6時、土曜日・午前8時半から午後4時半  
 学校長期休業時 午前8時半から午後6時 延長保育・長期休み早朝保育あり
- ◇ 休業日 日・祝日・その他
- ◇ 指導員 6名（正指導員3名・加配指導員2名・パート指導員1名）
- ◇ 負担金等 保育料として 6500円/月（きょうだい割引あり）
- ◇ 所在地 〒320-0075 宇都宮市宝木本町1263-1  
 TEL・FAX 028-665-5744
- ◇ 紹介等 [http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shogai\\_gakushu/shogaigakushu/000418.html](http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shogai_gakushu/shogaigakushu/000418.html)

### 概 要

晃宝小学校には、放課後児童クラブの「どんぐり」と放課後子ども教室の「ピノキオ」があります。特別支援学級もある学校なので、放課後は障がいのある子どもない子ども、共に「どんぐり」で過ごします。放課後子ども教室の「ピノキオ」での活動を希望した子どもたちは、まずはここで楽しく遊んで過ごします。「ピノキオ」の終了時間になると、「どんぐり」の指導員が迎えに行き「ピノキオ」での子どもの様子を聞いたり、「どんぐり」での様子を伝えたりして、指導員同士の情報交換等連携を深めています。子どもたちは、それぞれの活動の楽しさをたくさん吸収して、毎日豊かな放課後の時間を過ごしています。

## 活動内容・特色



こんな時間も大切です

○私たちの「どんぐり」では、指導員のことを子どもたちが「～～先生」とは呼んでいません。みんな「〇〇ちゃん」のように「愛称」で呼んでもらっています。それは、児童クラブは、学校でもない家庭でもない、子どもたちにとって特別な場所だからです。

○「どんぐり」には、障がいのある子どももいます。でも、その子どもたちを特別扱いにはしません。みんなと同じように、遊び方も任せますし、指導員もみんなでその子どもたちを見ていきます。そして、そ

のような関わりの中から、個別にどのように接していくのが一番よいのか、どのような点に留意したら上手にコミュニケーションがとれるかなど、毎日の中から多くのことを学んでいます。その積み重ねが、指導員の資質向上につながっています。

○学校の担任の先生や特別支援学級の先生、養護の先生、放課後子ども教室のコーディネーターとも、子どもたちのことについて情報交換の時間を持つようにしています。また、迎えに来た保護者の方々にも、子どもの様子を伝え、お互いに知らない場での子どもの様子について、意見を交わしています。

○児童小学校には、学校を支える地域の人たちでつくる「魅力ある学校づくり地域協議会」という組織があります。ここで計画されるとても楽しい行事にも、「どんぐり」の子どもたちを参加させていただいております。



放課後子ども教室での子どもたち



外はまっくら、でもゆったりあたたかです。

### 児童指導員より

「どんぐり」としての大きな時間割はあるものこちらから、時間を切って全てをリードしてしまうようなことはしません。子どもたちの自主性や協調性を大切に、したいことが楽しくできるようにアドバイスをします。外遊びは、みんな大好きなので、暗くなる直前まで一緒に遊んでいます。毎日、子どもたちと一緒に笑えることが楽しいです。



### 「どんぐり」の行事紹介

校内たんけん・映写会・バーベキュー・かき氷やさん・水風船大会・おばけやしき・お店屋さん・親子レク・県立科学館へ行こう・太鼓体験・おやつ買い・スイカ割り大会など



保護者会と協力して、楽しい行事を毎年企画しています。昨年は、おやじの会の協力で、「流しそうめん」にも参加し、美味しいそうめん笑顔でした。



放課後子ども教室「ピノキオ」も明るく広い

### 保護者の声・お母さんから



子どもがのびのびと活動しているのを見て、とても嬉しく思っています。みんなの中に入って、いろいろなことをたくさん経験でき、とてもありがたく思います。迎えに来た時に、みんなと一緒に笑っている姿を見るととても安心します。指導員のみなさんともいろいろな話ができるので、子どもの様子もよく分かります。「ピノキオ」と「どんぐり」の二つで、いろいろな体験活動ができるので、とても充実していると思っています。

### 「ピノキオ」・コーディネーターより

学年が違う子どもも、障がいのある子もいない子もいろいろな子どもたちが、放課後にみんなと楽しく、そして自由に遊べる環境づくりに努力しています。集団での群れ遊びや、異年齢での遊びを通して、人を思いやる心や、仲間とルールを守ることの大切さを学んでほしいと願っています。



# 関 係 法 令

## 【児童福祉法】

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

### 第六条の二

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

### 第二十一条の八

市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

### 第二十一条の九

市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

### 第二十一条の十

市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

### 第二十一条の十一

市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

2 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

### 第二十一条の十五

国、都道府県及び市町村以外の子育て支援事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業に関する事項を市町村長に届け出ることができる。

### 第二十一条の十六

国及び地方公共団体は、子育て支援事業を行う者に対して、情報の提供、相談その他の適当な援助をするように努めなければならない。

### 第二十一条の十七

国及び都道府県は、子育て支援事業を行う者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための研究その他保護者の児童の養育を支援し、児童の福祉を増進するために必要な調査研究の推進に努めなければならない。

## 第三十四条の七

市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

## 第四十九条

この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

## 第五十六条の六

2 児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

## 【児童福祉法施行令】

(昭和二十三年三月三十一日政令第七十四号)

### 第一条

児童福祉法(以下「法」という。)第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。

## 【発達障害者支援法】

(平成十六年十二月十日法律第百六十七号)

(放課後児童健全育成事業の利用)

### 第九条

市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

## 【少子化社会対策基本法】

(平成十五年七月三十日法律第百三十三号)

(保育サービス等の充実)

### 第十一条

国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

## 【社会福祉法】

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

(定義)

### 第二条

この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

# 放課後児童クラブガイドラインについて

## 趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

## ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

### 2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

### 3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

### 4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

### 5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

### 6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
  - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
  - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
  - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
  - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
  - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
  - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
  - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

### ○その他

#### 7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

#### 8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

#### 9. 関係機関・地域との連携

#### 10. 安全対策

#### 11. 特に配慮を必要とする児童への対応

#### 12. 事業内容等の向上について

- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

#### 13. 利用者への情報提供等

#### 14. 要望・苦情への対応

# 放課後児童健全育成事業等実施要綱（抄）

## I 放課後児童健全育成事業

### 1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。

### 3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。

### 4 運 営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。
- (3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）  
また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。
- (4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。  
なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- (5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。（ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。）
- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。

- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに、法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。  
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

## 5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

## 6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

## 7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
  - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

## Ⅱ 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

### 1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者とする。

### 3 対象事業

#### （1）放課後児童クラブ設置促進事業

I に基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

#### （2）放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

#### （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

### 4 対象事業の制限

（1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

（2）既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。

（3）3の（1）及び（2）の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。

また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。

（4）3の（3）の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。

また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。

### 5 費 用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（1）市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

（2）指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

## Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

### 1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断、障害児受入のための指導員の確保等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）等とする。

### 3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

#### (1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業を実施するために放課後児童クラブへ派遣する。

##### ① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

##### ② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

##### ③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

##### ④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

#### (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

##### ① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

##### ② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

##### ③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

##### ④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

#### (3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

#### (4) 障害児受入推進事業

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。

##### ① 市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童クラブに派遣して配置

##### ② 放課後児童クラブが専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出

##### ③ 放課後児童クラブが雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させる、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

### 4 留意事項

(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1に基づく放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図

ること。

- (2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。
- (3) 3の(4)の実施に当たっては、都道府県等が実施するⅣに基づく放課後児童指導員等資質向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

## 5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業又は助成する事業(3の(4)に限る。)
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業(3の(4)に限る。)

# Ⅳ 放課後児童指導員等資質向上事業

## 1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

## 3 研修対象者

- (1) Ⅰに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業(以下「放課後子ども教室推進事業」という。)の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

## 4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施するものとする。

## 5 留意事項

- (1) 放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。
- (2) 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応指導員の資質の向上に努めること。

## 6 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。



厚生労働省発表  
平成20年10月16日

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
担当係：育成環境課 健全育成係  
電話：03-5253-1111 (内線7909)  
03-3595-2505 (ダイヤルイン)

平成20年5月1日現在

## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について

### 〔調査結果のポイント〕

○放課後児童クラブ数は、898か所増加

放課後児童クラブ数は、対前年898か所増の17,583か所となった。

○登録児童数は、4.5万人増加

放課後児童クラブの登録児童数は、対前年4.5万人増の79万人となった。

○実施市町村の割合は、88.8%

放課後児童クラブの実施市町村数は、1,609市町村となり、全市町村における実施割合は、対前年0.6ポイント増の88.8%となった。

○利用できなかった児童数は、933人減少

利用の申込みをしたが何らかの理由で利用できなかった児童数は、対前年933人減の13,096人となった。

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

\* 各年5月1日現在の育成環境課調査

### 1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区 分	平成 20 年	平成 19 年	増 減
クラブ数	17,583か所	16,685か所	898か所
登録児童数	794,922人	749,478人	45,444人
実施市町村割合 (実施市町村数)	88.8% (1,609市町村)	88.2% (1,611市町村)	0.6ポイント (△2市町村)
未実施市町村数	202町村	216町村	△14町村

(参考) 過去5年間の実施か所数、児童数、実施市町村数の推移

区 分	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年
実施か所数(か所)	16,685	15,857	15,184	14,457	13,698
増 減	828	673	727	759	916
児 童 数 (人)	749,478	704,982	654,823	593,764	540,595
増 減	44,496	50,159	61,059	53,169	38,554
実施市町村割合 (実施市町村数)	88.2% (1,611)	86.8% (1,599)	82.5% (1,980)	76.0% (2,373)	71.8% (2,303)

### 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区 分	平成 20 年	平成 19 年	増 減
公立公営	7,563 (43.0%)	7,409 (44.4%)	154
公立民営	6,975 (39.7%)	6,809 (40.8%)	166
民立民営	3,045 (17.3%)	2,467 (14.8%)	578
計	17,583 (100%)	16,685 (100%)	898

注：( )内は各年の総数に対する割合である。

### 3 実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 20 年	平成 19 年	増 減
9人以下	569 (3.2%)	586 (3.5%)	△17
10人～19人	1,861 (10.6%)	1,992 (11.9%)	△131
20人～35人	4,451 (25.3%)	4,359 (26.1%)	92
36人～70人	8,241 (46.9%)	7,300 (43.8%)	941
71人以上	2,461 (14.0%)	2,448 (14.7%)	13
計	17,583 (100%)	16,685 (100%)	898

注：( )内は各年の総数に対する割合である。

#### 4 学年別登録児童数の状況

(人)

学 年	平成 20 年	平成 19 年	増 減
小学1年生	283,901 (35.7%)	268,931 (35.9%)	14,970
小学2年生	248,151 (31.2%)	235,151 (31.4%)	13,000
小学3年生	182,018 (22.9%)	170,850 (22.8%)	11,168
小学4年生以上他	80,852 (10.2%)	74,546 (9.9%)	6,306
計	794,922 (100%)	749,478 (100%)	45,444

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

#### 5 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実 施 場 所	平成 20 年	平成 19 年	増 減
学校の余裕教室	5,005 (28.5%)	4,759 (28.5%)	246
学校敷地内専用施設	3,477 (19.8%)	3,047 (18.3%)	430
児童館・児童センター	2,619 (14.9%)	2,595 (15.6%)	24
公的施設利用	1,599 (9.1%)	1,604 (9.6%)	△5
民家・アパート	1,070 (6.1%)	1,060 (6.4%)	10
保育所	967 (5.5%)	1,007 (6.0%)	△40
公有地専用施設	1,072 (6.1%)	988 (5.9%)	84
私有地専用施設	811 (4.6%)	708 (4.2%)	103
幼稚園	369 (2.1%)	397 (2.4%)	△28
団地集会室	131 (0.7%)	116 (0.7%)	15
商店街空き店舗	61 (0.3%)	35 (0.2%)	26
その他	402 (2.3%)	369 (2.2%)	33
計	17,583 (100%)	16,685 (100%)	898

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

#### 6 年間開設日数別クラブ数

(か所)

開設日数	平成 20 年	平成 19 年	増 減
199日以下	68 (0.4%)	—	—
200日～249日	3,535 (20.1%)	—	—
250日～279日	1,493 (8.5%)	—	—
280日～299日	12,203 (69.4%)	—	—
300日以上	284 (1.6%)	—	—
計	17,583 (100%)	—	—

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

#### 7 平日の開所時刻の状況

(か所)

開 所 時 刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
11:00以前	2,717 (15.5%)	—	—
11:01～12:00	1,808 (10.3%)	—	—
12:01～13:00	8,249 (46.9%)	—	—
13:01～14:00	4,107 (23.4%)	—	—
14:01以降	690 (3.9%)	—	—
計	17,571 (100%)	—	—

注1：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

注2：17,571は平日に開所しているクラブ数。

## 8 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
17:00まで	1, 147 (6.5%)	1, 445 (8.7%)	△298
17:01 ~ 18:00	8, 969 (51.0%)	9, 028 (54.1%)	△59
18:01 ~ 19:00	6, 831 (38.9%)	5, 742 (34.4%)	1, 089
19:01以降	624 (3.6%)	470 (2.8%)	154
計	17, 571 (100%)	16, 685 (100%)	886

注1: ( )内は各年の総数に対する割合である。

注2: 17, 571は平日に開所しているクラブ数。

## 9 土曜日等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
6:59以前	4 (0.0%)	—	—
7:00 ~ 7:59	2, 132 (12.2%)	—	—
8:00 ~ 8:59	13, 092 (75.0%)	—	—
9:00 ~ 9:59	2, 070 (11.9%)	—	—
10:00以降	162 (0.9%)	—	—
計	17, 460 (100%)	—	—

注1: ( )内は各年の総数に対する割合である。

注2: 17, 460は土曜日等に開所しているクラブ数。

## 10 土曜日等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 20 年	平成 19 年	増 減
17:00まで	1, 447 (8.3%)	—	—
17:01 ~ 18:00	8, 704 (49.9%)	—	—
18:01 ~ 19:00	6, 700 (38.4%)	—	—
19:01以降	609 (3.4%)	—	—
計	17, 460 (100%)	—	—

注1: ( )内は各年の総数に対する割合である。

注2: 17, 460は土曜日等に開所しているクラブ数。

## 11 土曜日等の開館状況

(か所)

開館状況	平成 20 年	平成 19 年	増 減
土曜日 〔毎週開館以外〕	14, 139 (80.4%) 〔1, 599〕	12, 665 (75.8%) 〔651〕	1, 474 〔948〕
日曜日	1, 400 (8.0%)	351 (2.1%)	1, 049
夏休み等	17, 270 (98.2%)	15, 455 (92.6%)	1, 815

注1: ( )内は全クラブ数(20年度:17,583、19年度:16,685)に対する割合である。

注2: [ ]内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

## 12 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 20 年	平成 19 年	増 減
1 人	3, 547 (20.2%)	3, 081 (18.5%)	466
2 人	1, 915 (10.9%)	1, 662 (10.0%)	253
3 人	922 (5.2%)	776 (4.7%)	146
4人以上	1, 093 (6.2%)	1, 019 (6.1%)	74
計	7, 477 (42.5%)	6, 538 (39.2%)	939

注: ( )内は全クラブ数(20年度:17,583、19年度:16,685)に対する割合である。

13 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学 年	平成 20 年	平成 19 年	増 減
小学1年生	4, 042 (1.4%)	3, 381 (1.3%)	661
小学2年生	4, 259 (1.7%)	3, 465 (1.5%)	794
小学3年生	3, 679 (2.0%)	3, 103 (1.8%)	576
小学4年生以上他	4, 584 (5.7%)	4, 460 (6.0%)	124
計	16, 564 (2.1%)	14, 409 (1.9%)	2, 155

注：( )内は学年別登録児童数に対する割合である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数

(か所)

定員設定の有無	平成 20 年	平成 19 年	増 減
障害児受入の 定員無し	6, 480 (86.7%) [114]	5, 690 (87.0%) [111]	790
障害児受入の 定員有り	997 (13.3%) [22]	848 (13.0%) [48]	149
合計	7, 477 (100%) [136]	6, 538 (100%) [159]	939

※ [ ]は、昨年度から定員設定の有無を変更したか所数である。

15 利用できなかった児童のいるクラブ数の状況

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
利用できなかった 児童がいるクラブ数	2, 289か所	2, 253か所	36

注：利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

16 利用できなかった児童数の状況

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
小学1年生	3,634人(27.7%) [115人]	3,730人(26.6%) [102人]	△96人 [13人]
小学2年生	2,612人(19.9%) [43人]	2,989人(21.3%) [52人]	△377人 [△9人]
小学3年生	4,314人(32.9%) [36人]	4,930人(35.1%) [50人]	△616人 [△14人]
小学4年生以上他	2,536人(19.5%) [65人]	2,380人(17.0%) [62人]	156人 [3人]
計	13,096人(100%) [259人]	14,029人(100%) [266人]	△933人 [△7人]

注：[ ]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
4月1日より受入	16, 065 (91.4%)	—	—

注：( )内は全クラブ数(17, 583)に対する割合である。

## 18 クラブ専用部屋・専用スペースの有無

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
スペース有り	16,836 (95.8%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

## 19 登録児童1人当たりの生活スペースの状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
1.65㎡以上	12,342 (70.2%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

## 20 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
スペース有り	9,824 (55.9%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

## 21 1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
1人	1,117 (6.4%)	—	—
2人	4,330 (24.6%)	—	—
3人	3,588 (20.4%)	—	—
4人	3,033 (17.2%)	—	—
5人以上	5,515 (31.4%)	—	—
計	17,583 (100%)	—	—

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。

## 22 放課後児童指導員の資格の状況

(人)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
保育士・幼稚園教諭	23,564 (34.2%)	—	—
幼稚園以外の教諭	13,259 (19.2%)	—	—
児童福祉経験有り	9,277 (13.5%)	—	—
その他38条	2,394 (3.5%)	—	—
資格なし	20,393 (29.6%)	—	—
計	68,887 (100%)	—	—

注1：（ ）内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2：「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

## 23 保護者支援・連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
子どもの出欠確認等	17,390 (98.9%)	—	—
保護者との日常的な 連絡・情報交換	17,002 (96.7%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

## 24 学校等との連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
学校との情報交換	16,622 (94.5%)	—	
学校施設の利用	10,599 (60.3%)	—	—
放課後子ども教室との連携	4,069 (23.1%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

## 25 関係機関・地域との連携の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
保育所・幼稚園との連携	9,696 (55.1%)	—	—
医療・保健・福祉等機関との連携	10,612 (60.4%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

## 26 安全対策の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
事故・怪我防止と対応	14,826 (84.3%)	—	—
衛生管理・感染症対応	13,619 (77.5%)	—	—
防災・防犯計画やマニュアルの作成	11,902 (67.7%)	—	—
定期的な避難訓練の実施	10,223 (58.1%)	—	—
来所・帰宅時の安全確保チェックリストの作成	10,569 (60.1%)	—	—
地域と連携した来所・帰宅時の見守り	7,074 (40.2%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

## 27 研修受講機会の提供の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
指導員の資質向上のための研修	16,763 (95.3%)	—	—
障害児受入のための研修	12,591 (71.6%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
自己点検の実施有り	13,943 (79.3%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
保護者への情報提供	16,726 (95.1%)	—	—
地域への情報提供	10,712 (60.9%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
要望・苦情対応窓口の保護者への周知	13,686 (77.8%)	—	—
苦情解決体制の整備	12,873 (73.2%)	—	—

注：（ ）内は全クラブ数（17,583）に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
策定済み	170 (10.6%)	—	—
都道府県のガイドラインを活用	377 (23.4%)	—	—
国のガイドラインを活用	807 (50.2%)	—	—
対応無し	255 (15.8%)	—	—
計	1,609 (100%)	—	—

注：（ ）内はクラブ実施市区町村数に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 20 年	平成 19 年	増 減
点検・確認有り	1,020 (63.4%)	—	—

注：（ ）内はクラブ実施市区町村数に対する割合である。

## 〔調査概要〕

### 1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

### 2 調査の対象

全国の市区町村（1, 811市区町村）

### 3 調査の期日

平成20年5月1日現在

### 4 主な調査事項

児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

### 5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市区町村が記入

### 6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

#### （参考）放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業  
（平成9年の児童福祉法改正により法定化＜児童福祉法第6条の2第2項＞）

## 協 力

- ◇東京都保健福祉局子育て支援課
- ◇東京都文京区男女協働子育て支援部児童青少年課
- ◇東京都文京区・駒本育成室
- ◇宮崎県福祉保健部子ども政策課
- ◇宮崎県都城市健康福祉部こども課
- ◇宮崎県都城市・上長飯エンゼル児童クラブ
- ◇福岡県北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課
- ◇福岡県北九州市・清水児童クラブ
- ◇宮城県仙台市子供未来局子育て支援部子供施設課
- ◇宮城県仙台市・岩切児童クラブ
- ◇沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課
- ◇沖縄県那覇市こどもみらい部子育て応援課
- ◇沖縄県那覇市・若狭児童クラブ
- ◇東京都世田谷区子ども部児童課
- ◇東京都世田谷区教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課
- ◇東京都世田谷区・東玉川小新BOP
- ◇栃木県宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課
- ◇栃木県宇都宮市・どんぐりクラブ

### 放課後児童クラブ実践事例集

— 子どもたちの心豊かな育ちを求めて —



平成21年3月

発 行

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03-5253-1111